

次年度幼児教育・保育無償化制度利用に関するご案内

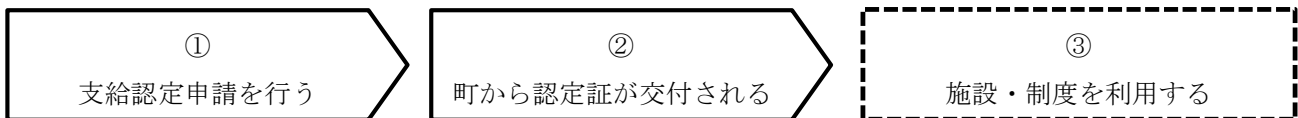
(幼稚園預かり保育、認可外保育施設等)

問 田布施町 町民福祉課 児童係 TEL 0820-52-5810

幼稚園の預かり保育、一時預かり保育、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター、認可外保育施設等の利用で、保育の必要性の要件を満たしている場合、利用料が払い戻されます（上限あり）。

4月以降この制度を利用する方は、以下の内容を確認の上、申請してください。なお、この無償化制度をすでに利用している場合も、現況確認のため毎年手続が必要です。

(1) 申請の流れ



(2) 保育の必要性の認定事由

制度を利用するには、子どもの保護者のいずれもが、以下の事由のいずれかに該当する必要があります。

事 由	基 準	必要書類
就 労	1 か月あたり 48 時間以上労働することが常態である	・ 就労証明書 ・ 変則就労の土曜日利用希望の場合はシフト表 ・ 自営業の場合は直近の確定申告書の写し 新規開業の場合は開業届 等
妊娠・出産	出産前 2 か月出産後 3 か月である	・ 保育を必要とする申立書 ・ 母子手帳の写し
保護者の 疾病・障がい	・ 疾病・負傷している ・ 精神や身体に障がいを有している	・ 保育を必要とする申立書 ・ 診断書または手帳の写し
親族の 介護・看護	親族を常時看護または介護している	・ 保育を必要とする申立書 ・ 診断書または手帳の写し 介護保険被保険者証の写し 等
就 学	学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している	・ 保育を必要とする申立書 ・ 学生証、在学証明書 等
求職活動	求職活動を行っている（起業準備含む） ※有効期間は 3 か月	・ 求職活動申立書
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあっている	・ 保育を必要とする申立書 ・ リ災証明書
その他	上記に類する場合で町長が特に認める場合	・ 保育を必要とする申立書

※必要書類が揃っていないと受理できません。

※きょうだいの利用の場合、事由証明の書類は世帯で 1 部ご準備ください。子どもごとの作成は不要です。

※その他、不明な点がございましたら、町までご相談ください。

(3) 申請書記載時の注意事項

- ・申請書内の「職権確認同意欄（個人番号）」は、町が算定対象者の所得等を確認する際、マイナンバーを使用することにご同意いただくためのものです。保護者名の記入をお忘れないようにお願いします。

(4) 申請について

- ◇申請期間 令和8年11月2日（月）～ 令和9年2月26日（金）
※期間以降の申請は受け付けますが、4月1日からの認定ができない場合があります。
- ◇申請先 町民福祉課 児童係（役場1階③窓口）
- ◇必要書類 ・支給認定申請書 1枚
・保育の必要性を証明する書類（詳細は（2）を確認） 1～2枚

幼稚園預かり保育や認可外保育施設等の利用料を無償とするための申請であり、利用の可否を決定する手続ではありません。施設や制度の利用の可否については、それぞれの実施施設等にお問い合わせください。

(5) 払い戻しについて

幼稚園等預かり保育		認可外保育施設等	
3～5歳児	12,300円	3～5歳児	40,300円
満3歳児（※）	17,700円	0～2歳児（※）	45,700円

※住民税非課税世帯のみが払い戻しの対象です。

認定後の請求手順については、町ホームページ「幼児教育・保育の無償化（施設等利用給付認定）について」に掲載しています。ご確認の上、請求漏れのないようお手続きをお願いいたします。

このたび申請した内容に変更がある場合は、事由発生後すぐに、必ず町へご報告ください。

（例）転職、退職、就職、婚姻、離婚、転居、同居、税の更正、障害者手帳等の取得など